



マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01 より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！

